安全ニュース137号

令和８年11月発行
徳島県警察本部

飲酒運転の根絶に向けて！

令和８年７月21日の道路交通法改正により、**酒酔い運転の基準が明確化**されました。

「酒酔い運転」の要件

【改正前】 ●アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
（数値基準なし）

【改正後】 ●呼気中アルコール濃度**0.5mg/ℓ以上** **「数値基準」を設けて明確化**
または
●アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
※0.5mg/ℓ未満でも、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と認定されれば「酒酔い運転」となります。





「酒気帯び運転」の要件

●呼気中アルコール濃度0.15mg/ℓ以上 ※変更なし

「少ししか飲んでいないから大丈夫」「仮眠を取ったし酔いはもうさめたはず」と決して甘く考えないでください。**飲酒運転に「これくらいなら」はありません！**

飲酒運転を　しない　させない　許さない

11月5日は「津波防災の日」
津波避難は、直ちにより高い安全な場所へ



『津波警報について』

津波の発生が予想される場合には、地震発生後、約３分で大津波警報、津波警報または津波注意報が発表され、その後、「予想される津波の高さ」「津波の到達予想時刻」等の情報が追加発表されます。

水平避難
津波が到達しないと想定されている場所（避難対象地域外）まで、徒歩または自転車で避難しましょう。



垂直避難
津波避難タワーや津波避難ビル、鉄筋コンクリート造などの建物の３階以上へ、一時的に避難しましょう。



自宅等待避
鉄筋コンクリート造の建物の３階以上に居て、地震による建物の損傷・火災がないなど、その建物の安全が確認できた場合は、その場にとどまりましょう。



『一時避難場所について』 ※最寄りの避難場所については各自治体のHP等で確認しましょう。

津波避難場所



津波の被害を逃れられる高台や丘などが指定されています。一時的な避難を目的とした場所であるため、津波の危険が去ったあとは速やかに指定の避難所へ移動しましょう。

津波避難ビル



津波の浸水が予想される地域において、３階以上の頑丈な建物が指定されています。一時的な避難を目的とした場所であるため、津波の危険が去ったあとは速やかに指定の避難所へ移動しましょう。